特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN定款

第1章総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、神田・秋葉原地区における伝統、カルチャーなどに関する情報発信と、街の魅力を高めるための環境浄化活動を行い、地域の発展と日本と諸外国との相互理解の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 観光の振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 国際協力の活動
 - (5)経済活動の活性化を図る活動
 - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又 は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業と して、次の事業を行う。
 - (1) 神田・秋葉原地区の街の魅力を世界へ発信する事業
 - (2) 神田・秋葉原地区における伝統、カルチャーなどの教育事業
 - (3) 神田・秋葉原地区における環境浄化事業
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同し運営に関与する目的で入会した個人
 - (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し賛助する目的で入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。

- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した 書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3)継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、**議**決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上20人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内 の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以 内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の 行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した 場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見 を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は 現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職 務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更

- (2)解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6)役員の選任及び解任
- (7)役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9)資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の 請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、 その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した 書面又は電磁的記録により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなけ ればならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、 正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該 提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知され

た事項について書面若しくは**電磁**的方法をもって表決し、又は他の正会員を 代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用について は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に 加わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表 決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押 印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員の全員が書面又は電磁的記録による同意 の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合におい ては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員の総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以 内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した 書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなけ

れば ならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知され た事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、 理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に 加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を 付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名 押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ 収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予 算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならな い。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項につい ては、所轄庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4)合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の総数の4分の
- 3 以上の議決を経なければならない。
- 4 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の総数の4分の3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
 - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別 に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれ を定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 前田義和

理 事 坂巻弘治

理 事 足立義治

理 事 山﨑親一

監事 川崎涼平

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員個人 0円

団体

0円

一般会員個人 0円

団体 0円

(2) 年会費 正会員個人 0円

団体 0円

一般会員個人 一口1,000円 (一口以上)

団体 一口50,000円 (一口以上)

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

			 <u> </u>	
	役 名 (どちらかにO)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに〇)	役職名等
	(2662450)	氏 名	(0,0)	
1	理事・監事	マエダ ヨシカズ	有・無	理事長
		前田 義和		
2	理事・監事	サカマキ コウジ	有・無	
	(建 事) 無事	坂巻 弘治		
	理事・監事	アダチ ヨシハル	有・無	
3	(注對, 至事	足立 義治		
,	Tennand Birth	ヤマザキ シンイチ	有・無	
4	理事・監事	山﨑 親一		
_		カワサキ リョウヘイ	有・無	
5	理事・監事	川崎 涼平	н рм	
6	理事・監事		有・無	
L	Z = M = -			
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
				-
9	理事・監事		有・無	
			有・無	
10	理事・監事		H .m	

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN

1 事業実施の方針

設立初年度にあたり、事業の基盤を確立し、この法人の役員を通じた呼びかけにより利用者へのP Rに注力するとともに、会員増強に努める。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,860 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
神田・秋葉原神	申田・秋葉原地区におけ	成立の日	インター	10人	神田・秋	100名	930
地区の街の魅る	る観光、居住、就職などに	~令和 8	ネット上		葉原地区	程度	•
力を世界へ発展	関する情報を収集し、S	年9月30			に興味関		
信する事業	NSを通じて全世界へ発	日まで、			心を寄せ		
1	言する。新店舗の情報、地	通年で実			る世界中		
	区の歴史に関する情報、	施する。			の方々		
5	デジタルノマドに適した		1				
7	オフィスの情報なども発						:
ſ	信する。これらにより、神						
E	田・秋葉原地区に対する			=			
1	観光、移住、就職などの機						
1	会を創出し、地区の 魅 力						
6	の増進に寄与する。						
神田・秋葉原	神田・秋葉原地区におけ	成立の日	神田・秋	10人	神田・秋	100名	465
地区における	る歴史や伝統、また現在	~令和 8	葉原地区		葉原地区	程度	
伝統、カルチ	のカルチャー(サブカル	年9月30	の会議室		に興味関		
ャーなどの教	チャー、芸能、デジタル機	日まで、	等		心を寄せ	<u> </u>	
育事業	器)、観光等をテーマとし	年6回程			る方、ま		
	たシンポジウムや研修会	度実施す			た地域の		
	を実施する。神田・秋葉原	る。			産業や観		
t l	地区の現状を広く市民一	•			光の発展		
ļ ,	般知っていただき、これ				に興味関	ļ	
	からの神田・秋葉原地区				心を持つ		
	の発展を考えていただく				方。		
[4	機会とすると共に、他の						
	地域における産業や観光						

	の発展のための事例とし						
	て活用いただく。						
神田・秋葉原	神田・秋葉原地区の生活	成立の	神田·秋	10人	神田·秋	1万名	465
地区におけ	環境の改善を目的とし	日~令	葉原地		葉原地	程度	
る環境浄化	て、路上、公園等のゴミ	和8年9	区の路		区に居		
事業	拾い等の清掃活動を行	月 30 日	上及び		住や通		
	う。	まで、月	公園等		勤する		!
		1回程			方、観光	:	
		度実施			で訪れ		
		する。		·	る方。		
		: !					

令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN

1 事業実施の方針

2年目は、事業規模及びこの法人の役員を通じた呼びかけにより利用者の規模を2倍程度まで拡大 する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3,160 】千円)

初起非昌州	店動に係る事業			(事未复)		3,160	1 117 /
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
神田・秋葉原	神田・秋葉原地区におけ	令和8年	インター	10人	神田・秋	100名	1,580
地区の街の魅	る観光、居住、就職などに	10月1日	ネット上		葉原地区	程度	
力を世界へ発	関する情報を収集し、S	~令和 9			に興味関		
信する事業	NSを通じて全世界へ発	年9月30			心を寄せ	1	
	信する。新店舗の情報、地	日まで、			る世界中		
	区の歴史に関する情報、	通年で実			の方々		
	デジタルノマドに適した	施する。		•	II		
	オフィスの情報なども発						
	信する。これらにより、神						
	田・秋葉原地区に対する						
	観光、移住、就職などの機						
	会を創出し、地区の魅力		[]			į	
	の増進に寄与する。						
神田・秋葉原	神田・秋葉原地区におけ	令和8年	神田・秋	10人	神田・秋	100名	790
地区における	る歴史や伝統、また現在	10月1日	葉原地区		葉原地区	程度	
伝統、カルチ	のカルチャー (サブカル	~令和 9	の会議室		に興味関		
ャーなどの教	チャー、芸能、デジタル機	年9月30	等		心を寄せ		
育事業	器)、観光等をテーマとし	日まで、			る方、ま		
	たシンポジウムや研修会	年6回程		:	た地域の		
	を実施する。神田・秋葉原	度実施す		t 	産業や観		
	地区の現状を広く市民一	る。			光の発展		
	般知っていただき、これ				に興味関		
	からの神田・秋葉原地区			1	心を持つ		
	の発展を考えていただく				方。		
	機会とすると共に、他の						
	地域における産業や観光]	
	·····						

	の発展のための事例とし			•			
	て活用いただく。						
神田・秋葉原	神田・秋葉原地区の生活	令 8 年	神田・秋	10人	神田·秋	1万名	790
地区におけ	環境の改善を目的とし	10 月 1	葉原地		葉原地	程度	
る環境浄化	て、路上、公園等のゴミ	日~令	区の路		区に居		
事業	拾い等の清掃活動を行	和9年9	上及び		住や通		
	う。	月 30 日	公園等		勤する		
		まで、月			方、観光		-
		1回程			で訪れ		
		度実施			る方。		
		する。					į

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書 (その他事業が<u>ない</u>場合)

-特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会、IAPAN

		村上非呂利治朝広入国際ANIDA	(単位:円)
	科 目	金 額	小計·合計
[A]	経常 収益		
1	受取会費 正会員受取会費 一般会員受取会費	50, 000 500, 000	550, 000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	2, 000, 000	2, 000, 000
3	受取助成金等 受取補助金	0	0
4	事業収益 (1) 神田・秋葉原地区の街の魅力を世界へ発信する事業 (2) 神田・秋葉原地区における伝統、カルチャーなどの教育事業 (3) 神田・秋葉原地区における環境浄化事業	200,000	200, 000
5	その他の収益 受取利息	0	O
経常	収 益 計		2, 750, 000
[B]	経常費用		2, 700, 000
1	事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	0	0
	(2) その他経費 賃借料 消耗品費 印刷製本費 運送費 旅費交通費 ウェブサイト運営費用	120,000 120,000 200,000 120,000 100,000 1,200,000	1, 860, 000
事等	業費計		1, 860, 000
2	管理費		
	(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
	(2) その他経費 地代家賃 水道光熱費 通信運搬費 支払手数料	120,000 120,000 120,000 360,000	720, 000
管理			720, 000
経常	費 用 計		2, 580, 000
	経 常 増 減 額 【A】-【B】 ···①		170, 000
	程 常 外 収 益 固定資産売却益 過年度損益修正益	0 0	
経常	外 収 益 計		0
[D]	経常外費用		
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損	0 0 0	
経常	外 費 用 計		0
当期税引			170, 000
	法人税、住民税及び事業税 ・・・④ 設立時正味財産額 ・・・⑤		70, 000 0
欠 期	繰越正味財産額③-④+⑤		100, 000

令和8年度 活動予算書(その他事業が<u>ない</u>場合)

特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN

科	金額 100,000 1,000,000 3,000,000 0 0 0 0	小計·合計 1, 100, 000 3, 000, 000 300, 000 4, 400, 000
 □ 受取会費 正会員受取会費 ② 受取寄附金	1, 000, 000 3, 000, 000 0 300, 000 0 0 0 0	3, 000, 000
- 般会員受取会費 2 受取寄附金 受取寄附金 を取寄附金 を取り成金等 受取補助金 4 事業収益 (1)神田・秋葉原地区の街の魅力を世界へ発信する事業 (2)神田・秋葉原地区における伝統、カルチャーなどの教育事業 (3)神田・秋葉原地区における環境浄化事業 5 その他の収益 受取利息 常 収 益 計 B】経 常 費 用 1 事業費 (1)人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用	1, 000, 000 3, 000, 000 0 300, 000 0 0 0 0	300,000
受取寄附金 施設等受入評価益 3 受取助成金等 受取補助金 4 事業収益 (1)神田・秋葉原地区の街の魅力を世界へ発信する事業 (2)神田・秋葉原地区における伝統、カルチャーなどの教育事業 (3)神田・秋葉原地区における環境浄化事業 5 その他の収益 受取利息 常 収 益 計 B】経 常 費 用 1 事業費 (1)人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用	300, 000 0 0 0	300,000
受取補助金 4 事業収益 (1) 神田・秋葉原地区の街の魅力を世界へ発信する事業 (2) 神田・秋葉原地区における伝統、カルチャーなどの教育事業 (3) 神田・秋葉原地区における環境浄化事業 5 その他の収益 受取利息 常 収 益 計 B】 経 常 費 用 1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用	300,000	(
(1) 神田・秋葉原地区の街の魅力を世界へ発信する事業 (2) 神田・秋葉原地区における伝統、カルチャーなどの教育事業 (3) 神田・秋葉原地区における環境浄化事業 5 その他の収益 受取利息 常 収 益 計 B】 経 常 費 用 1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用	0 0 0 0	(
(3) 神田・秋葉原地区における環境浄化事業 5 その他の収益 受取利息 常 収 益 計 B】 経 常 費 用 1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用	0 0	4, 400, 000
受取利息 常 収 益 計 B】 経 常 費 用 1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用		4, 400, 000
B	0	4, 400, 000
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用	0	(
	0	
福利厚生費		
旅費交通費 (2)その他経費 賃借料 消耗品費 印刷製本費 運送費 旅費交通費 ウェブサイト運営費用	120, 000 120, 000 1, 000, 000 120, 000 600, 000 1, 200, 000	3, 160, 000
事業費計		3, 160, 000
2 管理費		0, 100, 00
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費	0 0 0 0	
(2) その他経費		1, 200, 000
地代家賃 水道光熱費 通信運搬費 支払手数料	600, 000 120, 000 120, 000 360, 000	,,,,,,
管理費計		1, 200, 000
常費用計		4, 360, 000
期 経 常 増 減 額 【A】-【B】 ···① C】 経 常 外 収 益		40, 00
固定資産売却益過年度損益修正益	0	
常外収益計		
D】 経 常 外 費 用 固定資産売却損	0	
災害損失 過年度損益修正損	0	
常外費用計		
期 経 常 外 増 減 額 【C】-【D】 ···② 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+② ···③		40, 000
法人税、住民税及び事業税 ・・・④		70, 000
前期繰越正味財産額 · · · ⑤ 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③ - ④ + ⑤		100, 000 70, 000

特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN 設立趣旨書

近年の隆盛を極めるインバウンドの効果により訪日外国人観光客の数が過去最高を記録し続ける中、世界にAKIBAとして知られる秋葉原は、訪日外国人観光客の訪問実績先や人気ランキングで常に上位に位置しています。現在はアニメやゲームの街として知られる秋葉原ですが、かつてはパソコンの街、さらにさかのぼると秋葉原電気街が形成されており、その姿やそこに集う人々は歴史的な変遷をへています。神田地域の全体に目を向けると、奈良時代に創建された神田明神も鎮座する歴史も深い街です。江戸幕府が開かれて以降は職人町として栄え、その名残は鍛冶町や紺屋町、白壁町などの町名に名残を残しています。

私たちは、神田・秋葉原地区に集い、通勤し、また生活する者として、この地域の街の魅力をさら に高め、世界へ発信し、共に楽しむとともに継続発展させていきたいと考えています。一過性の消費 者としてだけではなく、歴史や文化を学び、地域の行事に積極的に参加し、環境浄化活動を主宰し、 デジタルノマドと呼ばれる新しい働き方も模索しています。

私たちは、2024年ごろから、このような志を持ったものが集い、これらの課題に関する検討や情報発信を行う任意の組織を立ち上げました。SNSを通じた秋葉原・神田地区の紹介、地域コミュニティにおける勉強会、ゴミ拾いの活動などを実践しています。これらの活動を今後も継続していきたいと考えております。これらの活動を通じて、神田・秋葉原地区の観光や経済への貢献のみならず、日本と世界の相互理解の推進に寄与したいと考えています。

今後更に、趣旨に賛同する人々のもとでネットワークを広げ、広く市民の方々にご理解と支援を頂きながら継続的に活動し、その活動の継続・拡大と、社会的な信用を得る為に、これを特定非営利活動法人として設立するものです。

令和7年7月22日

特定非営利活動法人国際AKIBA総合支援協会JAPAN

設立代表者

氏名 前田 義和